

議案第3号

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成31年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）が公布されたことに伴い、みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年みやき町条例第79号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「（」の次に「保証人及び」を加え、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

みやき町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除____、一時償還違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>	<p>(____利率)</p> <p>(新設)</p> <p>第14条 災害援護資金は____、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(償還)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還____とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>